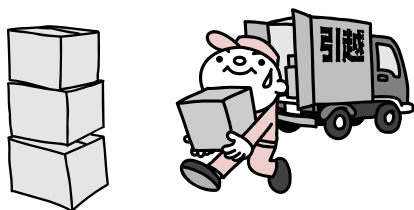


# 国保 からのお知らせ

## 📌 こんなときは14日以内に届出を！



4月は、就職や引っ越しのシーズンです。三種町に住所がある方で、職場の健康保険や後期高齢者医療制度などに加入している方または生活保護を受けている方以外の方は、国保に加入しなければなりません。

次のようなときは、国保の届出が必要です。該当したときから14日以内に届出をお願いします。

### ●国保に加入するとき

こんなとき	届出に必要なもの
①他の市町村から転入したとき (職場の健康保険に加入していないとき)	▶ 転入先に国保被保険者がいて、転入により世帯主が変わる場合のみ、加入者全員の保険証
②他の健康保険を喪失したとき	▶ 健康保険資格喪失証明書 (やめた職場で発行) ▶ 福祉医療費受給者証 ※倒産やリストラ、雇い止めなど非自発的な失業の場合は「雇用保険受給資格者証」もお持ちください。
③他の健康保険の扶養からはずれたとき	▶ 扶養除外証明書 (扶養していた方の職場で発行) ▶ 福祉医療費受給者証
④生活保護を受けなくなったとき	▶ 保護廃止決定通知書
⑤子どもが生まれたとき	▶ 世帯主の保険証 ※出産育児一時金の対象となる方には、出産後に町から手続きをご案内します。

※厚生年金や共済組合などの老齢年金を受けている方で、その加入期間が20年以上または40歳以降に10年以上ある方は「退職者医療制度」の対象となります。確認のため①～③の手続きの際は、年金証書もお持ちください。

### ●国保を脱退するとき

こんなとき	届出に必要なもの
①他の市町村に転出するとき	▶ 保険証
②他の健康保険に加入したとき	▶ 国保と職場の保険証 (被扶養者の分も含め全員分) ▶ 福祉医療費受給者証
③生活保護を受けることになったとき	▶ 保険証 ▶ 保護開始決定通知書
④亡くなった方がいるとき	▶ 亡くなった方の保険証 ▶ 葬祭を行った方 (行う予定の方) の預金通帳

### ●その他

こんなとき	届出に必要なもの
①住所・世帯主・氏名が変わったとき	▶ 保険証 (加入者全員の分)
②保険証をなくしたり、汚損、破損したとき	▶ 汚損、破損した保険証 ▶ 身分を証明するもの (運転免許証など)
③就学のため、他の市町村に居住するとき	▶ 保険証 ▶ 在学証明書 (申請年度に発行されたもの) または学生証の写し

◎上記の届出の際、高齢受給者証をお持ちの方は、保険証とあわせてお持ちください。